

周防国府跡等官衙遺跡保存整備検討会設置要綱

平成30年4月17日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、周防国府跡等官衙遺跡保存整備検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 検討会は、周防国府跡等官衙遺跡保存整備事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、適切な助言指導を行うほか、提言を行うものとする。

(協議事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 周防国府跡の保存事業及び整備事業に関すること
- (2) 下右田遺跡の保存事業及び整備事業に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業遂行に必要な事項

(組織)

第4条 検討会は、15人以内の委員をもって構成し、委員は市長が委任する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 検討会に委員長及び副委員長を各1名置き、検討会において互選する。

- 2 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員でない者も出席させることができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、防府市文化スポーツ観光交流部文化振興課内に置く。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。